

時 報

昭和 38 年度種鶏検査始まる

本年も家畜伝染病予防法及び養鶏振興法に基づいて県営の種鶏検査が始まった。

種卵の生産を目的とした鶏は、すべてこの種鶏検査を受け、健康で優良な資質を具備している種鶏からのみ、種卵が採られるので、養鶏家は安心して初生ひなを購入し、育成することができるわけである。

岡山県は全国第3位の初生ひな生産県であり、その種鶏羽数は約 350,000 羽にも達しており、登録ふ化業者は 77 戸、種鶏業者は 1,264 戸となっている。この種鶏検査は、県下種鶏場、ふ化場を巡視して種鶏 1 羽毎に標準鶏認定検査およびひな白痢病血液検査を行うもので県下 28 ヶ所の家畜保健衛生所が検査を担当し、9 月中旬からおおむね 11 月下旬までの機関に実施する計画になっている。

ひな白痢病については、最近その陽性率が全国平均 1.3%、岡山県平均 0.7% と著しい低下をみており、そのうえふ化業者等は、自主的に自家の種鶏についてひな白痢検査を実施しているので、本年から本病防疫に支障のない範囲において、県営検査能率を向上し、ふ化場、種鶏場が行なう自主検査の普及促進をはかる方針である。そのためには白痢検査の特例を設け、次の種鶏場についてはこの特例を適用することになった。即ち

1、次の各号の 1 に該当する種鶏場であること。

イ、3,000 羽以上の種鶏羽数を飼育する種鶏場であること。

ロ、過去 3 ヶ年におけるひなは、白痢検査成績が各年とも平均 2% 以下であるのもの。

ハ、最近 2 ヶ年継続してひな白痢病自主検査を実施しているもの。

ニ、標準鶏該当鶏は全羽数認定検査を受検するもの。

2、ひな白痢病発生率が、過去 2 ヶ年間皆無で、その感染防止措置が充分に行なわれていて、この特例による検査方法が適当と認められる種鶏場であること

以上の条件に適格な種鶏場については自主的防疫対策がかなり整備されていると認められるので、過去 3 ヶ年間のひな白痢検査成績書、および本年の自主検査成績書を確認後、自主検査成績が陽性率 2% 以内の鶏群については、その群の 10% 相当羽数を任意に抜きとり検査する。但し、その抜きとり検査成績が陽性率 2% 以上の場合は、自主検査成績の如何にかかわらずその群の全数羽について検査する。自主検査成績が陽性率 2% 以上の鶏群については、その群の全羽数を検査することとした。

前記の条件に該当しない種鶏場にあつては、なお従前どおり全羽数について県営検査を実施して、可及的速かに自主的防疫対策が整備されるよう指導を併せて行なうことになっている。